

# 『専利審査指南』(2023)改正についての解説(七)

発表日：2024-01-18

## 意匠専利出願の方式審査及び意匠の国際出願

### 一、改正の背景

2021年6月1日に施行した第4回改正を経た専利法の意匠についての改正は主に、部分意匠制度と意匠の国内優先権制度の追加及び意匠専利保護期限の延長を含む。2024年1月20日より施行した専利法実施細則では、上記の内容にさらに細分化を行うと同時に、意匠専利出願の方式審査範囲などの内容を調整した。新たな改正を経た専利法及びその実施細則のスムーズな施行を保証するために、『専利審査指南』(以下、審査指南)では意匠専利出願の方式審査の部分の専利法及びその実施細則に関連する審査手続と審査基準を連動的に改正すると同時に、他の審査基準及びフローのさらなる整備も行った。

2022年2月5日、中国は世界の知的財産権組織に『意匠の国際登録に関するハーグ協定』(1999年文書)(以下、ハーグ協定と略称する)加入書を寄託し、ハーグ制度の締約国となった。同年5月5日、ハーグ協定は正式に我が国で発効した。ハーグ協定と連携させるために、専利法実施細則では第十二章「意匠の国際出願に関する特別な規定」を新たに追加し、審査指南ではそれに対応して第六部分「意匠の国際出願」を新たに追加し、そのうちの第一章では意匠の国際登録出願の事務処理に対して具体的な規定を行い、第二章では意匠の国際出願の審査に対して具体的な規定を行った。

### 二、改正内容

#### (一) 意匠専利出願の方式審査の関連内容の改正について

##### 1. 出願書類の関連要件の改正(第一部分第三章第4.1節、第4.2節及び第4.3節)

審査指南の意匠出願書類の要件の改正は主に、意匠の物品名称の関連例の調整、意匠専利出願の立体物品の図面関連の提出規定の整備及び部品関連の簡単な説明の提出要件の明確化などを含む。

#### 改正についての解説

物品の名称の記載を規範化し、上位すぎる物品の名称を使用することを回避するために、第(2)号「不適切に概括しており、抽象的すぎる」物品の名称に「ライト」という例を追加し、第(5)号「既に周知となっておりかつ確定的な意味のある文字」の例から「LEDライト」を削除した。

立体物品におけるデザインの要点に関連しない面について、出願人は正投影図を提出するよう選択することができるだけでなく、斜視図を提出するよう選択することもできる。使用時に見えにくい又は見えない面は図面を省略することができ、簡単な説明に図面を省略した理由を明記する。改正後の内容は立体物品の図面の要件を明確化し、「デザインの要点に関連しない面については図面を省略することができる」という誤解が生じることを回避し、意匠の明確な表示の前提を満たしつつ、図面の表示方式の柔軟度も増加させた。

簡単な説明には意匠物品の用途を明記しなければならない。部品物品について、部品物品自体の用途を明記しなければならないが、通常はそれが適用される物品も明記しなければならないが、それが適用される物品の用途が不明確であり、その保護範囲を確定できないのであれば、簡単な説明に当該部品が適用される物品の用途を明記する必要がある。

## 2. 部分意匠の関連の審査規定の新たな追加（第一部分第三章第 4.4 節）

審査指南では意匠の方式審査の章節に「4.4 部分意匠」という節を追加し、専利法及びその実施細則の関連の部分意匠の審査規定をさらに細分化し、具体的には以下の 4 つの面を含む。第一に、総括部分に部分意匠の定義及びその提出方式の規定を追加した。第二に、部分意匠の物品の名称が保護を請求する部分及びそれが物品全体を同時に含まなければならないということを明確化した。第三に、部分意匠の図面又は写真の具体的な要件を明確化すると同時に、図面における保護を請求する部分とその他の部分を区別する記述方式をさらに例示して説明した。第四に、部分意匠の簡単な説明で合致しなければならない 4 つの具体的な規定を追加した。

### 改正についての解説

総括部分において、専利法第 2 条第 4 項の規定に基づき、物品の分割できない部分は部分意匠の方式で出願提出を行わなければならないとさらに明確化した。

物品の名称の面で、部分意匠が同一又は近い種類に属するかどうかを判断する時は、部分及びそれが適用される物品が属する種類がいずれも重要な参考の意義を有し、よって、部分意匠専利出願する物品の名称は保護を請求する部分を体現しなければならないだけでなく、それが物品全体も体現しなければならない。

図面又は写真の面で、専利法第 27 条第 2 項の関連の図面又は写真が意匠を明確に表示するものでなければならないという規定を満たすために、審査指南では「物品全体の図面」及び「斜視図」についての要件をさらに明確化した。物品全体の図面は保護を請求する部分意匠及びその物品全体における位置と比率関係を明確に示すものでなければならない。保護を請求する部分が立体形状を含むのであれば、各構造が正投影図で互いに遮る可能性があり、関連の斜視図を提出しなければ保護を請求する部分の意匠を明確に表示できなくなり、審査指南では保護を請求する部分が立体形状を含む場合、当該部分を明確に表示することができる「斜視図」も提出しなければならないということをさらに明確化した。

また、専利法実施細則第 30 条第 2 項で言及している「点線と実線の組み合わせ」の方式を使用して保護を請求する部分を表示する場合について、指南では「実線は保護を必要とする部分を示し、点線はその他の部分を示す」とさらに解釈した。専利法実施細則第 30 条第 2 項に記載の「その他の方式」について、ここで例示の方式で方向性を定めた規定を行っており、すなわち「例えば一色の半透明層で保護が不要な部分を覆ってもよい」とあり、前述の全ての原則の下で一定の柔軟性を与えている。また、保護を請求する部分とその他の部分の境界が不明確になる場合が存在する可能性を考慮し、「鎖線で境界線を表示しなければならない」とも明確に規定した。

簡単な説明の面で、まず部分意匠専利出願について点線と実線を組み合わせる方式で図面を提出する場合、簡単な説明に保護を請求する部分を明記しなくてもよく、「その他の方式」で図面を提出する場合、簡単な説明に保護を請求する部分を明記しなければならないということを明確化した。次に、鎖線で部分意匠の保護範囲を確定する場合、一般的には説明を行う必要はないが、曖昧かつ不明確で、保護内容と混同されやすいなどの問題が存在するのであれば、簡単な説明に明記しなければならないと明確化した。さらに、保護を請求する部分の用途を簡単な説明に明記しなければならないかどうかは、以下のように状況に応じて決定しなければならない。その用途が一般消費者に熟知されている場合、簡単な説明に明記しなくてもよい。部分の用途が不明確であるか又は一般消費者に熟知されていない場合、簡単な説明に明記しなければならない。最後に、専利法実施細則第 31 条第 1 項の規定に基づき、部分意匠出願の簡単な説明で指定したデザインの要点を最もよく示すことができる図面又は写真が、保護を請求する部分の意匠を含まなければならないということを明確化した。

また、部分意匠専利出願では上記の規定を満たさなければならない以外に、その物品の名称、図面又は写真及び簡単な説明が第一部分第三章第 4.1.1 節、第 4.2 節及び第 4.3 節における一般的な規定もそれぞれ満たさなければならない。

### 3. グラフィカルユーザーインターフェースに係る物品の意匠の審査規定の改正（第一部分第三章第 4.5 節）

第一に、章節の形式に対して適応する調整を行った。第二に、物品の全体意匠方式で出願を提出する要件を明確化した。第三に、部分意匠方式で出願を提出する要件を明確化した。第四に、動的なグラフィカルユーザーインターフェースについての規定を改正した。

#### 改正についての解説

近年、審査指南ではグラフィカルユーザーインターフェースに係る物品の意匠の関連規定について計 3 回の改正を行った。2014 年の第 1 回改正ではグラフィカルユーザーインターフェースを含む物品の意匠を意匠専利保護客体に組み込んだ。2019 年の第 2 回改正ではグラフィカルユーザーインターフェースの出願提出の関連規定にさらなる細分化を行い、グラフィカルユーザーインターフェースが付属する物品の媒体に対する要件を緩和し、グラフィカルユーザーインターフェースに対する保護を強化した。専利法の第 4 回改正で部分意匠制度が追加され、グラフィカル

ユーザーインターフェースは物品の部分意匠として保護を獲得することができ、よって、審査指南におけるグラフィカルユーザーインターフェースに係る物品の意匠についての規定に第3回改正を行った。本節は改正前の審査指南第4.4節を基礎として改正して形成されたものである。

形式の調整及び一般的な規定の面で、部分意匠制度に組み込んだことで、出願人は全体意匠又は部分意匠の方式で、グラフィカルユーザーインターフェースに係る物品の意匠専利出願を提出するよう選択することができる。グラフィカルユーザーインターフェースの特殊性に基づき、調整した後に本節では「物品の全体意匠方式での出願提出」、「部分意匠方式での出願提出」及び「動的なグラフィカルユーザーインターフェース」の形式に基づいて節ごとに規定を行い、出願人が意匠専利出願をよりの確に提出しやすくした。グラフィカルユーザーインターフェースの物品の名称及び簡単な説明の要件に細分化した整備を行い、審査指南本章第4.1.1節及び4.3節の規定をそれぞれ満たさなければならないということを基礎として、物品の名称は「グラフィカルユーザーインターフェースの具体的な用途及びそれが適用される物品を明記する」などの規定も満たさなければならない、簡単な説明は「グラフィカルユーザーインターフェースの用途を明確に説明するものでなければならない、かつ物品の名称に示される用途と対応させなければならない」などの要件も満たさなければならない。

物品の全体意匠方式での出願提出の要件の面では、デザインの要点がグラフィカルユーザーインターフェース及びそれが適用される物品のデザインを含む場合について、第一部分第三章第4.2節の一般的な規定を満たさなければならない。デザインの要点がグラフィカルユーザーインターフェースにしかない場合、出願人が簡単な説明にデザインの要点がグラフィカルユーザーインターフェースにしかないことを許容される前提で、デザインの要点に係る面の物品の正投影図のみを提出することができる。また「必要な際に、グラフィカルユーザーインターフェースの図面も提出しなければならない」とは、主にグラフィカルユーザーインターフェースの正投影図における比率が小さい場合に、グラフィカルユーザーインターフェースの図面を提出し、グラフィカルユーザーインターフェースのデザインを明確に表示しなければならないということを指す。

部分意匠方式での出願提出の要件の面で、デザインの要点がグラフィカルユーザーインターフェースにしかない場合について、出願人は保護の必要性に基づいて部分意匠方式で出願提出を行うことができ、それはグラフィカルユーザーインターフェースが適用される物品を図面を含む又は含まない2種の方式を含む。

出願人がグラフィカルユーザーインターフェースの適用される物品における位置及び比率関係の保護を希望するのであれば、グラフィカルユーザーインターフェースが適用される物品を含む方式で出願提出を行うことができる。グラフィカルユーザーインターフェースにおける部分の保護を請求する場合について、物品の名称に保護を請求する部分を明記しなければならない。その図面は第一部分第三章第4.4.2節の部分意匠の図面提出方式の一般的な規定も満たさなければならない。簡単な説明に当該部分の用途も明記しなければならない。

出願人が投射したグラフィカルユーザーインターフェース及びユニバーサルグラフィカルユーザーインターフェースの保護を希望するのであれば、グラフィカルユーザーインターフェースが適用される物品を含まない方式で出願提出を行うことができ、すなわち「グラフィカルユーザーインターフェースの図面のみを提出することができる」。複数の電子機器に適用可能なグラフィカルユーザーインターフェースについては、グラフィカルユーザーインターフェースの図面のみを提出することができるが、電子機器物品によりグラフィカルユーザーインターフェースの機能を実現しなければならないため、物品の名称に「電子機器」という文字のキーワードがあることが求められ、電子機器は具体的な物品を指すものではないため、実務において、出願人は簡単な説明における物品の用途を「電子機器」と概括することができる。また、グラフィカルユーザーインターフェースにおける部分で意匠専利出願する場合の、その物品の名称、図面の提出方式及び簡単な説明についても対応する規定を行った。

動的なグラフィカルユーザーインターフェースの規定の面で、動的なグラフィカルユーザーインターフェースを単独で節として、動的なグラフィカルユーザーインターフェースの関連規定の明確化に有利とした。動的なグラフィカルユーザーインターフェースの物品の名称及び状態変化図の提出の規定を保留することを基礎として、動的なグラフィカルユーザーインターフェースの開始状態の図面を正面図とすることが要求されることを明確化し、動的なグラフィカルユーザーインターフェースの動的な変化の全過程をよりよく理解及び表示するよう補助し、そのうちのどのキーフレームを正面図とするかによりもたらされる理解上の混乱を解消した。

技術の発展に伴い、動的なグラフィカルユーザーインターフェースのデザインはますます複雑になっており、従来のキーフレームの図面ではその動的な変化過程を完全に示すのが困難である場合もあり、審査官が動的な変化の全過程を正確に理解しやすくするために、ビデオ類ファイルの提出についての規定を追加した。

#### 4. 意匠の国内優先権の関連審査規定の新たな追加（第一部分第三章第 5.2.2 節）

審査指南では意匠の方式審査の章節に第 5.2.2 節「国内優先権の主張」を対応するように追加し、意匠の国内優先権についての審査規定をさらに細分化した。具体的には先行出願及び優先権を主張する後続出願、優先権主張声明、先行出願書類の副本、後続出願の出願人及び先行出願が取り下げられたものとみなす手続などの関連の規定を含む。

##### 改正についての解説

第 5.2.2.1 節「先行出願及び優先権を主張する後続出願」において、まず先行出願及び優先権を主張する後続出願が合致しなければならない規定を明確化し、上記規定に適合しない結果及び国内優先権の審査基準について具体的な説明を行った。第 (1) 号の先行出願の種類、第 (4) 号の優先権の期限以外の、他の内容は発明専利出願の国内優先権を主張する際の関連規定とほぼ同一である。

意匠専利出願について、その国内優先権を主張する声明及び先行出願書類の副本の提出方式は発明及び実用新案専利出願の関連規定と一致し、それぞれ審査指南の対応する章節の規定を参照されたい。

国内優先権の後続出願の出願人と先行出願の出願人が一致しない場合、意匠と発明専利出願では優先権譲渡証明書類の提出期限において異なる要件が存在し、意匠の国内優先権の提出期限は3か月である。

意匠専利出願で国内優先権を主張する場合、その先行出願は1つ後の出願提出の日より取り下げられたものとみなされるが、意匠専利出願の出願人が発明又は実用新案専利出願を国内優先権の基礎とすることを要求した場合は除く。当該処理方式は発明、実用新案専利の国内優先権の処理方式とは異なる。

5. 法律に違反する状況、公序良俗に違反する状況及び公共利益を妨げる状況の改正（第一部分第三章第6.1.1節、第6.1.2節及び第6.1.3節）

審査指南では専利法第5条第1項に基づく審査の内容に以下の改正を行った。法律に違反する状況として中国の国旗、国章の内容を含む意匠を追加した。公序良俗に違反する状況として「低俗な内容」がある意匠を追加した。公共利益を妨げる状況として「政党の象徴及びマーク」に関する内容を追加して関連の例に分類調整などを行った。

#### 改正についての解説

2020年に改正された『中華人民共和国国旗法』及び『中華人民共和国国章法』の2つの法律に基づくと、中国の国旗、国章の内容を含む意匠は法律に違反する状況に該当すると明確化されている。

意匠専利出願にからかい、侮辱などの低俗な内容がある場合も同様に、公序良俗に違反する状況に該当し、審査指南に例を追加して明確化した。

審査指南で列挙している公共利益を妨げる状況に「政党の象徴及びマーク」に関する内容を追加すると同時に、当該節の例に分類調節を行った。「政党の象徴及びマーク、国家の重大な政治事件、人民感情又は民族感情の傷害、封建迷信の宣伝に係る意匠」については、専利権を付与することができない。「国家の重大な経済事件、文化事件又は宗教信仰に係る」意匠については、その実施結果の深刻さが十分に公共利益を妨げるものとなるかどうかを考慮しなければならず、公共利益を妨げる程度に達していれば、専利権を付与することができない。

6. 意匠専利権を付与しない状況の改正（第一部分第三章第7.4節）

改正前の審査指南本節第(3)号の物品の部分デザインが意匠保護客体に属さないことについての規定、及び第(6)号の物品の意匠の通常の状態についての規定を削除した。第(10)、(11)号の部分意匠に関する意匠専利権を付与しない状況を追加した。

## 改正についての解説

専利法の第4回改正では物品の部分意匠を意匠専利保護の範囲に組み込んでおり、よって、審査指南第一部分第三章第7.4節の意匠専利権を付与しない状況について細分化及び適応する改正を行った。

第一に、物品の部分デザインが意匠保護客体及び物品の意匠の通常の状態に属さないという規定を削除した。部分意匠を保護客体に組み込んだため、改正前の審査指南第(3)号「例えば靴下の踵、帽子のつば、カップの持ち手など、物品の分解できないか又は単独で販売できずかつ単独で使用できない部分デザイン」を削除した。意匠で提出する図面は通常は物品の通常の状態の図面又は写真であり、折り畳んだ形式で保護を行うことはできず、よって、第(6)号の内容を削除し、誤解が生じるのを回避した。

第二に、部分意匠に関する意匠専利権を付与しない状況を追加した。専利法で保護する部分意匠に組み込むことについて、物品において一定の独立した領域を形成でき、かつ視覚的に相対的に完全なデザイン特徴を有するデザインユニットで構成されなければならないが、随意に切り取られ、明らかに欠けており、視覚的に分割可能な部分を形成できないものは、専利法の意味でのデザインの革新の価値がある部分意匠ではなく、革新主体が実際に保護を必要とするものでもない。よって、意匠専利権を付与しない状況に(10)「物品において比較的独立する領域を形成することができないか、又は比較的完全なデザインユニットを構成することができない部分意匠。例えば、ウォーターグラスの持ち手の屈曲線、任意に切り取られた眼鏡のレンズの不規則な部分」を追加した。

部分が模様又は模様と色彩の組み合わせのみで構成される意匠については、模様及びその色彩は任意の物品の表面に付着させることができるため、その実質は単純な模様デザインである。よって、意匠専利権を付与しない状況に(11)「専利保護を請求する部分意匠が、物品表面の模様又は模様と色彩の組み合わせのデザインに過ぎないもの。例えば、オートバイの表面の模様」を追加した。ただし立体的な視覚効果を有する模様デザインを除外するものではない。

## 7. 明確な違いの審査規定の新たな追加（第一部分第三章第8.2節）

「専利法第23条第2項に基づく審査」という節を新たに追加し、方式審査において専利法第23条第2項に基づく審査の一般原則及び審査判断基準を明確化した。

## 改正についての解説

専利法実施細則第50条で意匠の方式審査の範囲を拡大し、専利法第23条第2項の規定に明らかに合致しない審査を追加した。よって、意匠の方式審査の部分に、専利法第23条第2項に基づく審査の関連内容を適応するように追加した。

この箇所の改正で方式審査における専利法第23条第2項に基づく審査の一般原則を明確化した。審査において、審査官は通常、自身が得た既存デザインに基づき、専利出願で保護を請求す

る意匠と単独比較を行うことができる。具体的な審査判断基準は審査指南第四部分第五章「無効宣告手続における意匠専利の審査」の第6節の関連規定を参照されたい。

#### 8. 単一性の審査の関連規定の改正（第一部分第三章第9節）

第一に、構成材製品を1つの意匠とする状況を追加し、第二に、部分意匠制度に組み込んだことで、同一物品の複数の接続関係のない部分意匠を1つの意匠とする状況を追加し、類似デザインにおける同一物品の認定を調整し、部分意匠が類似する状況を追加し、部分意匠を組物製品の方式で出願提出できないという規定を追加し、かつ部分意匠の分割出願についての関連規定を追加した。

#### 改正についての解説

新分野新業態の発展に伴い、全体的に「組み合わせデザイン」の方式を呈する物品がますます多くなっている。「組み合わせデザイン」の物品は通常は複数の単体物品で組成され、出願人が保護を希望するのは全体化された視覚効果を有する意匠であり、改正前の審査指南の規定によると、「組み合わせデザイン」の物品における各単体物品は異なる種類にそれぞれ属しかつ独立した使用価値を有するため、出願人は各単体物品についてそれぞれ専利出願を提出しなければならない。これは出願人のデザインの初志とは乖離しており、革新主体の「組み合わせデザイン」の物品における革新を真に保護することができない。改正後は、一方では上記「組み合わせデザイン」の物品を「組物製品」として保護を得ることができると明確化し、他方では「組物製品」の3種の状況及び組物製品に該当しない状況について例示の方式でそれぞれ説明を行った。

部分専利に組み込んだ後は、同一物品における複数の部分を1つのデザインとして併合出願することができるかどうかという問題について様々な認識が存在する。通常は、同一物品の複数の接続関係のない部分は複数の部分意匠であるとみなされて単一性を有さない。ただし、眼鏡の2本のテンプル、スマートフォンの四隅のような複数の部分意匠について、各部分は全体において直接的な物理接続はないが、機能及びデザインの面で相互に呼応する関連効果を生じさせており、単一の部分意匠とは異なる特定の視覚効果を形成している。革新効果をより全面的に保護するために、審査指南において「同一物品の2つ又は2つ以上の接続関係のない部分意匠」を1つの意匠の特殊な状況として追加し、複数の接続関係のない部分意匠が「機能」又は「デザイン」の面で関連することを基礎としかつ「特定の視覚効果」を形成している前提で、1つの意匠であると見なすことができると明確化した。

第9.1.1節の同一物品における「同一物品の意匠」を「同一物品における全体又は部分意匠」に改正した。

部分の複数の意匠の間の類似の判断について、改正前の審査指南の物品の全体意匠の類似の判断についての具体的な基準を参考にすることができる。部分の全体における位置及び比率関係も意匠の類似の判断において考慮しなければならない要素であり、例えば通常の変更に該当するのであれば、通常は類似の意匠の状況に該当すると考えられる。

組物の意匠は、組物を一体に組み合わせて体現される単一物品とは異なる、組み合わせて使用する価値及び全体的なデザインを保護するものである。物品の部分意匠で示されるのは部分意匠及びその物品全体における位置と比率関係であり、物品の部分意匠は通常、独立した使用価値及び全体的なデザイン構想を有さない。よって、審査指南では組物の意匠が部分意匠を含まないと明確化している。

出願に複数の意匠が含まれるか否かについては出願書類に記載の内容に基づいて認定しなければならないが、図面又は写真に複数の意匠が示されてさえいれば、分割出願を行うことができる。1件の出願に1つの意匠しか示されていないのであれば、そのうちの一部について分割出願を行うことはできない。よって、部分意匠に組み込んだ後も、審査指南の全体意匠分割出願に対する方針は持続し、すなわち第(1)号の分割出願に対する原則性の要件は変わらず、第(2)号の原出願が全体意匠である状況について、例を追加し、物品の全体意匠の部分分割出願として提出することはできないと明確に規定した。第(3)号の原出願が物品の部分意匠である状況を追加し、当該部分意匠がある全体又は他の部分意匠を分割出願として提出することは許容されないと明確に規定した。

#### 9. 修正が範囲を超えることについての審査規定の改正（第一部分第三章第10節）

部分意匠の出願書類の修正規則を明確化した。出願人が出願日から2か月を超えて行った自発的な修正又は出願人が通知書に回答する際に行った修正は、全体意匠を部分意匠に修正するか、部分意匠を全体意匠に修正するか又は同一の物品全体における特定の1つの部分意匠を別の部分意匠に修正するという3つの状況に関するものであれば、認められない。

##### 改正についての解説

部分意匠の修正について、範囲を超えているかどうかの判断の原則は他の出願の場合と同じである。全体意匠を部分意匠に修正しても、部分意匠を全体意匠に修正しても、もしくは物品全体における特定の1つの部分意匠を別の部分意匠に修正しても、修正後の内容が当初の図面又は写真に示されている範囲内にあるか、又は直接かつ一義的に確定できるのであれば、当初の図面又は写真に示されている範囲を超えていない修正に属する。

出願日から2か月を超えた出願人の自発的な修正について、改正前の審査指南に規定の例外の状況を引き続き援用し、すなわち「修正した書類から当初の出願書類に存在した欠陥がなくなっており、かつ権利付与の見通しがある場合、当該修正書類は認められる。」これを基礎として、今回の改正では、上記の3種の部分意匠の修正は当初の出願書類に存在した欠陥をなくすものであるとはみなされず、当該例外の状況に該当しないということを明確化した。

通知書で指摘された欠陥に修正を行うことについて、部分意匠に組み込んだ後に、出願人が通知書を受け取ってから上記の3種の部分意匠についての修正を行うことが許容されるのであれば、審査手続が過度に引き延ばされるということを考慮している。よって、改訂後の審査指南で

は出願人が通知書に応答する際に行う上記の3種の修正の状況は認められないと明確化しており、かつ対応する後続の審査手続について規定した。

## (二) 意匠の国際出願の関連内容の改正について

### 1. 意匠の国際登録出願の事務処理の関連内容

#### (1) 意匠の国際登録出願の提出（第六部分第一章第2節）

審査指南では中国に常時居住地又は営業所を持つ出願人は専利局を介して国際事務局に意匠の国際登録出願を提出することができると明確化し、かつ意匠の国際登録出願の伝送条件及び伝送手続について規定した。

#### 改正についての解説

ハーグ協定第4条及び専利法実施細則第136条に基づき、審査指南では中国に常時居住地又は営業所を持つ出願人が、意匠の国際登録出願を提出する時に、直接経路又は間接経路を選択することができることを明確化した。直接経路は国際事務局に出願書類を提出することを指す。間接提出は出願人が専利局に出願書類を提出してから、専利局が国際事務局に伝送することを指すが、後続のその他の書類はいずれも国際事務局に直接提出しなければならない。

出願人が間接提出経路を選択するには、いくつかの条件を満たさなければならない。出願人の主体について、専利局が提供する転送サービスの性質及び出願人の利便性を考慮し、当該サービスは中国に常時居住地又は営業所を持ちかつ中国を締約国として選択した出願人に提供するということが明確化した。出願書類で使用する言語について、現在のハーグ協定の公式言語は英語、フランス語、スペイン語を含むが、専利局を介して意匠の国際登録出願を間接提出する場合、意匠の国際登録出願書類に記載する言語は英語に限定される。通信情報について、国際事務局に意匠の国際登録出願を伝送した後に、専利局は出願人に受け取り日、伝送状況などを告知しなければならないため、出願人は中国本土での中国語通信情報を提供する必要がある。また、出願書類は形式上完全でなければならず、すなわちハーグ協定に規定の正式願書（DM/1表）、意匠の図面又は写真を含み、かつ法律、公序良俗に違反するか又は公共利益を妨げる情報を含んではならない。

伝送条件に合致する場合について、専利局は意匠国際登録出願伝送通知書において出願人に伝送番号などの情報を告知し、かつ国際事務局にデータを伝送する。条件に合致しない場合について、専利局は出願人に理由を告知する。

#### (2) 意匠の国際出願の事務処理（第六部分第一章第3節）

審査指南では専利法実施細則第137条に規定の関連の意匠の国際出願の効力について再度表明することを基礎として、意匠の国際出願に対する国内出願番号の付与、代理の委任、分割出願、国内公告などの手続を明確化した。

## 改正についての解説

専利法実施細則第 137 条の規定によると、ハーグ協定に従ってすでに国際登録日が確定しておりかつ中国を指定した意匠の国際出願は、国务院専利行政部門に提出された意匠専利出願であるとみなし、当該国際登録日は専利法第 28 条でいう出願日であるとみなし、審査指南においてここで再度表明した。また、審査指南では意匠の国際出願が国際事務局で公開された後に、専利局が国内出願番号を付与しかつ後続の審査手続を開始するということを明確化した。

審査指南の本節の規定によると、出願人が意匠の国際出願に基づいて分割出願を提出する場合、請求書に原出願の国際登録日及び国際登録番号を記入しなければならない。分割出願は国内出願に基づいて処理される。

専利法実施細則第 143 条の規定によると、意匠の国際出願が審査を経て権利付与条件に合致した場合、専利権は公告の日から中国で発効し、審査指南では本節で権利付与公告の内容について、専利権の書誌的事項及び 1 枚の図面又は写真を含むという規定を行った。書誌的事項は主に、分類番号、専利番号、国際登録番号、権利付与公告番号（出版番号）、出願日、権利付与公告日、優先権事項、専利権者事項、当該意匠を使用した物品の名称などを含む。書誌的事項の名称には中国語を採用し、書誌的事項の内容は国際登録公開において記載された外国語原文と一致するよう保持する。専利局の公告の後に、権利者は専利局に意匠国際出願専利登記簿の副本を発行するように請求し、中国で保護を与える証明とすることができる。

意匠の国際出願の書誌的事項変更手続について、ハーグ制度では、出願人は国際事務局に書誌的事項変更手続を直接行い、かつ国際事務局が公告する。ただし、権利変更の状況について、専利法実施細則第 144 条の規定によると、出願人は国際事務局で変更手続を行わなければならないだけでなく、専利局に証明資料の提出も行わなければならない。審査指南では、証明書類が外国語である場合、中国語の書誌参照の訳文も添付しなければならないとさらに規定している。証明書類を提出していない場合又は証明書類の提出が不合格であった場合、専利局は国際事務局に当該権利変更が中国で発効していないことを通知する。

意匠の国際出願の権利の回復については、主に拒絶通知に期限内に応答しないために取り下げられたものとみなされる状況に関する。審査指南では、出願人が審査指南第五部分第七章第 6 節の関連規定に基づいて権利の回復を請求することができることを明確化した。

意匠の国際出願が更新されなかったことによる専利権の終了については、権利者が国際事務局に中国への第 2 期及び第 3 期の単独指定費用を納付又は全額納付していない状況に関する。第 1 期の単独指定費用は国際登録前に国際事務局に納付済みであり、かつ国際事務局が専利局に転送し、1-5 年目の保護期をカバーする。国際登録日から 5 年又は 10 年の満期になる前に、権利者はその中国での専利権を維持するために、国際事務局に更新手続を行う時に中国への単独指定費用（第 2 期又は第 3 期）を納付しなければならない、その後国際事務局が専利局に転送する。中国に対する更新されていない専利権について、審査指南ではここで中国での出願日から起算して満 5 年又は 10 年の日に終了することを明確化した。

意匠の国際出願の権利の一部放棄について、当該手続を設定するのは、ハーグ制度において、権利者が国際登録における一部のデザインの権利を放棄することができるためである。一部放棄について、国際事務局は登記時に、専利局の審査が完了していなければ、審査時に処理を行う。専利局がすでに権利付与公告していれば、一部放棄について公告するが、放棄の発効日は依然として国際事務局の登記の日を基準とする。

### (3) 納付の特別な規定（第六部分第一章第4節）

審査指南では本節で意匠の国際登録出願の国際手続における費用の納付及び出願が中国に移した後の専利局への費用の納付の手続について規定を行った。

#### 改正についての解説

ハーグ制度では、国際登録費用、更新費用、及び国際事務局でその他の手続を行うのに必要な費用は国際事務局に直接納付しなければならない。審査指南では、専利局を介して意匠の国際登録出願を提出した場合、国際登録関連費用は専利局を介して国際事務局に納付することができることと明確化した。納付人が注意すべきこととして、専利局が費用を代理で受け取った日ではなく、国際事務局が実際に費用を受け取った日を納付日とし、専利局が意匠の国際登録出願に対して費用を代理で受け取るサービスを提供する場合、納付ルートはウェブ上の納付又は専利局窓口への直接的な対面納付に限られ、郵便局、銀行振り込み又は代理店窓口での納付は提供していない。

納付人が専利局を介して国際事務局に国際出願の関連費用を納付する場合、意匠の国際登録出願に関連させるために、意匠国際登録出願伝送通知書に記載の伝送番号を記入し、「意匠国際登録出願費用」と明記しなければならない。国際手続における費用は国際事務局が審査し、よって後続の関連の事柄、例えば過剰納付、納付間違い、重複納付のような返金と必要とする状況では、当事者は国際事務局に直接連絡する。

国際事務局により公開済みの意匠国際出願について、専利局に関連費用を納付する必要がある場合は、国内出願番号又は国際登録番号をいずれも使用することができ、国内出願の納付手続と比べて、他の特殊な箇所はない。

## 2. 意匠の国際出願の審査の関連内容

### (1) 序文部分（第六部分第二章第1節）

審査指南では本節で意匠の国際出願の審査客体、審査範囲、審査時に参照する規定などの事項を明確化した。

#### 改正についての解説

ハーグ協定に基づいて提出されかつ中国を指定した意匠の国際登録出願（意匠の国際出願と略称する）は国際事務局で登録が完了して公開され、専利局の審査を経た後でなければ中国で権利を取得することができない。序文部分で、専利局の審査対象がハーグ協定に基づいて提出されかつ中国を指定した意匠の国際登録出願であり、審査範囲が顕著な実質的欠陥の審査及びその他の書類と関連手続の審査などの事項を含むと明確化した。本章では主に国内出願とは異なる要件について規定を行うが、明確な説明がなされていないものは審査指南の関連部分の規定を参照されたい。

## (2) 意匠の国際出願の審査原則（第六部分第二章第2節）

審査指南では本節で意匠の国際出願の審査原則を明確化した。

### 改正についての解説

ハーグ協定第12条第(1)号の規定によると、締約国の主管局は意匠の国際出願が方式要件を満たさないことを理由にその国際登録の効力を拒絶することはできない。よって、中国を指定した意匠の国際出願には方式内容の面でハーグ制度の法律規定を適用し、実質的欠陥と関連手続及びその他の書類の審査については我が国の法律規定を適用すると明確化した。

## (3) 意匠の国際出願の審査手続（第六部分第二章第3節）

審査指南では本節で審査官が国際事務局に発送する通知書の種類と要件、及び出願人が審査意見を受け取った後に専利局に応答する際の手続と提出書類の要件を明確化した。出願人の応答意見を受け取った後の審査官の審査手続は国内出願の審査手続とほぼ同じであり、拒絶査定、前置審査及び復審後の処理などを含む。

### 改正についての解説

意匠の国際出願に顕著な実質的欠陥が存在するかどうかを審査して第1回審査結論を下した後に、審査官は対応する通知書を国際事務局に発送しなければならない。国際事務局がそれを出願人に転送し、よって、審査手続において審査官が国際事務局に発送する通知書の種類と要件、及び出願人が審査意見を受け取った後に専利局に応答する際の手続と提出書類の要件を明確化した。注意すべきこととして、国際事務局に発送する第1回通知書の名称は国内出願の審査手続における通知書の名称とは異なる。第3.1節、第3.2節において、関係する通知書は「保護付与声明」及び「拒絶通知」であり、ハーグ制度における対応する通知書の名称の中国語訳文であり、国内出願の審査手続における「権利付与通知書」及び「審査意見通知書」にそれぞれ対応する。

出願人の応答意見を受け取った後の審査官の審査手続は国内出願の審査手続とほぼ同じであり、拒絶査定、前置審査及び復審後の処理などを含む。出願人が応答意見を提出する時は、専利法第18条の規定に基づいて指定の期限内に専利代理を委任しなければならない。かつ中国語で応答を行わなければならないが、注意すべきこととして、修正書類が国際事務局の公開の後の文書を

修正したものであれば、修正後の中国で権利を得た文書を国際事務局に伝送しなければならないため、出願人は英語の修正文書を提出しなければならない。

#### (4) 意匠の国際出願の審査の根拠となる文書（第六部分第二章第4節）

審査指南では本節で意匠の国際出願の審査の根拠となる文書及び国際事務局が公開した意匠の国際出願書類の効力について規定した。

##### 改正についての解説

第4.1節において意匠の国際出願の審査の根拠となる文書を明確化した。中国を指定した意匠国際出願は国際事務局の審査を経て公開された後に直ちに中国審査手続に移行し、英語はハーグ国際出願の公式言語の1つであり、我が国では、国際事務局が英語で公開した文書を意匠の国際出願の審査の基礎となる文書とする。また、審査の基礎となる文書は専利法実施細則第141条に基づいて自発的に分割出願した修正文書、及び専利法実施細則第50条に基づいて欠陥を解消するために修正した英語の補正文書も含む。

ハーグ協定及び専利法実施細則の関連の規定に基づき、第4.2節において国際事務局が公開した中国を指定した意匠の国際出願は中国で提出した意匠専利出願と同等の効力を有するということを明確化した。

#### (5) 意匠の国際出願書類の審査（第六部分第二章第5節）

審査指南では本節で「書誌的事項の審査」「図面又は写真の審査」「簡単な説明の審査」「専利法第5条第1項、第25条第1項第(6)号、専利法実施細則第11条及び専利法第2条第4項に基づく審査」「専利法第9条及び第23条第1項、第2項に基づく審査」「専利法第31条第2項に基づく審査」及び「専利法第33条に基づく審査」についてそれぞれ具体的な規定を行った。

##### 改正についての解説

審査指南本章第2節の審査の原則に基づく、意匠の国際出願は国際事務局が方式の面の審査を行い、専利局が国内の法律規定に基づき、意匠の国際出願に、我が国の法律規定に違反する顕著な実質的欠陥が存在するかどうかを審査する。よって、書誌的事項、図面の名称及び注釈、簡単な説明の様式などの方式の面の内容については国際事務局が公開したものを基準とする。簡単な説明について、専利法実施細則第142条の規定に基づき、第5.3節で、国際事務局が公開した簡単な説明にデザインの要点が含まれていれば、専利法実施細則第31条の規定に基づいて簡単な説明を提出したものとみなすとさらに規定した。専利法第27条第2項の規定に基づき、提出した図面と物品の名称及び簡単な説明の組み合わせが保護を請求する意匠を明確に表示することができるかどうかを審査する。

第 5.4、5.5 及び 5.7 節において、専利法第 5 条第 1 項、第 25 条第 1 項第 (6) 号、専利法実施細則第 11 条、専利法第 2 条第 4 項、専利法第 9 条、第 23 条第 1 項、第 2 項及び専利法第 33 条の審査基準は中国に直接提出する意匠専利出願と同じである。

意匠の国際出願の手続は国内出願の手続とは異なるため、第 5.6 節において出願人が分割出願を自発的に提出する期日の要件及び審査官の要求に応じて分割する期日の要件を同時に規定し、提出する分割出願を国内出願とみなし、後に国内出願の手続に従って審査を行うと明確化した。

#### (6) 意匠の国際出願のその他の書類と関連手続の審査（第六部分第二章第 6 節）

審査指南では本節で主に意匠の国際出願のその他の書類と関連手続の審査の、国内出願との違いについて、細分化したさらなる規定を行った。

#### 改正についての解説

第 6.1 節において委任を行わなければならない状況を明確化し、国内出願の代理委任の規定とほぼ一致するよう保持した。出願人が国際手続において国内の代理機構に委任しており、代理を変更せずに専利局に専利事務を行う各種の状況について、依然として我が国の関連規定に基づいて委任手続を行う必要があることを明確に規定した。

意匠の国際出願の審査手続は国内出願の審査手続とは異なり、よって第 6.2、6.3 節で優先権及び新規性喪失の例外に関する審査における各種の期限の起算日の確定、優先権費用及び回復、新規性喪失の例外に関する猶予期間証明資料の提出及び審査要件などの国内出願とは異なる又は例外となる規定を明確化した。

### 三、まとめ

第 4 回専利法改正で部分意匠、意匠の国内優先権などの制度を新たに追加し、専利法実施細則では意匠専利出願の方式審査の範囲を拡大し、「意匠の国際出願に関する特別な規定」という専門の章節を新たに追加し、審査指南では上記の改正内容をさらに細分化し、第六部分を新たに追加して意匠の国際出願の審査の関連規定を細分化し、グラフィカルユーザーインターフェースに係る物品の意匠の審査規定などの内容について改正及び整備を行った。

審査指南の改正は、新たに改正した専利法及びその実施細則を全面的に実行し、我が国の専利制度を整備するのに重要な異議を有する。意匠の関連の法律法規の改正及び整備は、意匠専利業務のレベルを系統的に上昇させ、意匠専利審査の品質と効率を向上させることに有利となる。市場化、法治化、国際化された一流の商売環境を構築し、高レベルの対外開放を推進することに有利となる。革新主体の保護の要求をよりよく満たし、デザインの革新の高品質な発展を促進することに有利となる。

出所：国家知識産権局ウェブサイト

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2024/1/18/art\\_2199\\_189874.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2024/1/18/art_2199_189874.html)

※本資料はジェトロが作成した仮訳となります。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。